

平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 価 値 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 部 裕 二
(コード番号 3010 東証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 本 谷 吉 生
(TEL:03-5297-8523)

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止すること、及び株式報酬型ストックオプション導入及びこれに伴う取締役及び監査役に対するストックオプションの内容改定に関する議案（以下「本議案」といいます。）を本年 6 月 28 日開催の定時株主総会（以下、「本総会」）に諮ること、を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役及び監査役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、経営改革の一環として、本総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するものです。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本議案が本総会で承認可決されることを条件として、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会終結時をもって廃止いたします。なお、廃止に伴う打ち切り支給は行いません。

(2) 株式報酬型ストックオプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と取締役の報酬との連動性を高めるため、当社取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションを導入いたします。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬等は、取締役報酬額につき、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 134 回定時株主総会において、金銭報酬年額 20,000 万円以内（うち社外取締役 年額 1,300 万円以内）、非金銭報酬年額 7,200 万円以内（うち社外取締役年額 700 万円）、また監査役報酬額につき、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 132 回定時株主総会において、金銭報酬年額 1,920 万円以内、非金銭報酬年額 480 万円以内でご承認いただき、また、非金銭報酬としての新株予約権の内容（行使価格を付与時の時価以上とするいわゆる「通常型ストックオプション」）についても上記第 132 回定時株主総会及び平成 19 年 6 月 28 日開催の第 133 回定時株主総会でご承認いただいておりますところ、上記の株式報酬型ストックオプション（行使価格

を 1 円とするいわゆる「株式報酬型ストックオプション」)の導入に伴い、非金銭報酬の金額は変更せず、発行する新株予約権の内容を、通常型ストックオプションにかえて株式報酬型ストックオプションとするよう、本総会において、ストックオプションの内容改定に関する本議案を付議いたします。

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は下記のとおりといたします。

3. ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 個当たり 1,000 株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、取締役については 2,200,000 株、監査役については 145,000 株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

取締役について 2,200 個及び監査役について 145 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権と引換えに払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容（取締役及び監査役の退職慰労金制度の廃止を含みます。）につきましては、本議案が本総会で承認可決されることを条件と致します。

以上